

# 随意契約結果書

|                                          |                                                         |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 物品等の名称<br>及び数量                           | 令和8年度宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務                           |
| 契約担当官等の<br>氏名並びにその<br>所属する部局の<br>名称及び所在地 | 支出負担行為担当官<br>中国地方整備局長 杉中 洋一<br><br>( 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ) |
| 契約締結日                                    | 令和8年4月1日                                                |
| 契約の相手方の<br>氏名及び住所                        | (一財)不動産適正取引推進機構<br><br>( 東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 )             |
| 契約金額                                     | 2,942,892円<br>※消費税及び地方消費税相当額を含む。                        |
| 予定価格                                     | 2,942,892円<br>※消費税及び地方消費税相当額を含む。                        |
| 随意契約による<br>こととした理由                       | 別紙「随意契約理由書」のとおり                                         |
| 備 考                                      |                                                         |

## 随意契約理由書

1. 件 名：令和8年度宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務

2. 契約の相手方： 一般財団法人 不動産適正取引推進機構

### 3. 理由

宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業に係る免許事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び**47**都道府県（以下「免許行政庁」という。）に設置される宅地建物取引業免許事務処理システム（以下、本システムという）の専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。

免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、免許審査及び指導監督業務の適正化が図られ、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許行政庁間で免許情報等が共有されるものである。

すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があるため、本システムの管理・運営については、国土交通省と**47**都道府県で構成される「宅地建物取引業法主管者協議会」での取決めにより、上記法人を管理運営機関として決定している。このことは、「公共調達の実施について」（平成18年8月25日財計第2017号）の記1.（2）①「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」におけるイ（二）「地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。

以上のことから、本業務については、一般財団法人不動産適正取引推進機構が唯一の契約相手方である。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号を適用し、上記業者と随意契約を行うものである。